

令和7年度三原市職員採用資格試験要項

令和7年5月31日
三原市試験委員会

第一次試験日	令和7年7月12日(土)、13日(日) ※一部の職種のみ12日(土)にも実施する場合があります。
申込受付期間	令和7年6月1日(日)～令和7年6月22日(日)
採用予定日	令和8年4月1日(水) ※令和7年10月1日以降で中途採用する場合があります。

【試験内容を見直しました。】

三原市では、市政を担う多様な人材を確保するため、より多くの方が受験しやすい取組として令和6年度は一部の職種でS P I検査を実施しました。令和7年度は全ての職種で教養試験からS P I検査に変更します。

なお、土木技術職等の専門試験は実施します。

1 試験職種、採用予定人数及び応募資格

試験職種	採用予定	応 募 資 格 (年齢は令和8年4月1日時点)
A 一般事務職 (上級)	13人程度	平成10年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人 (22～27歳)
B 一般事務職 (社会人経験者)	2人程度	平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 (28～36歳)で、民間企業等での職務経験が令和7年6月30日時点まで通算して5年以上ある人
C 土木技術職 (上級)	若干名	平成10年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人 (22～27歳)
D 土木技術職 (中級)	若干名	平成16年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人 (20～21歳)
E 土木技術職 (社会人経験者)	若干名	昭和61年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 (28～39歳)で、民間企業等での土木技術(設計・施工管理)に係る職務経験が令和7年6月30日時点まで通算して5年以上ある人
F 設備技術職 (電気)(上級)	1人程度	平成10年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人 (22～27歳)
G 設備技術職 (機械)(上級)		
H 建築技術職 (上級)	1人程度	平成10年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人 (22～27歳)
I 建築技術職 (社会人経験者)	1人程度	昭和52年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人 (33～49歳)で、一級建築士の免許を有しており、民間企業等での建築技術(建築設計、施工管理)に係る職務経験が令和7年6月30日時点まで通算して10年以上ある人

J 保健師職 (上級)	1人程度	平成10年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人（22～27歳）で、保健師免許を持っている、又は令和8年3月31日までに取得する見込みの人
K 保健師職 (社会人経験者)	1人程度	昭和61年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人（28～39歳）で、保健師免許を有しており、民間企業等での保健師としての職務経験が令和7年6月30日時点で通算して5年以上ある人
L 保育士・ 保育教諭・ 幼稚園教諭職 (中級)	5人程度	平成10年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人（20～27歳）で、保育士資格及び幼稚園教諭普通免許の双方とも有する人、又は令和8年3月31日までに取得見込みの人

【注意事項】

- (1) 採用予定人数は、変更する場合があります。
- (2) 申込内容及び職務経歴書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用される資格を取り消すことがあります。
- (3) B一般事務職（社会人経験者）、E土木技術職（社会人経験者）、I建築技術職（社会人経験者）及びK保健師職（社会人経験者）の応募資格「民間企業等での職務経験」として通算する期間には、会社員、公務員、各種法人職員、自営業者等として、2年以上継続して勤務（週当たりの勤務時間が、平均29時間以上のものに限る。）していた期間及び青年海外協力隊等で2年以上継続して活動していた期間が該当します。ただし、在学中の期間及び連続して1か月を超えて勤務等に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は除きます。また、同一期間内に複数の経験が重複する場合は、いずれか一方に限ります。最終合格後、職務経験年数の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。

なお、職歴証明書等を提出できない場合や、通算して5年以上の職務経験年数が確認できなかった場合は、採用される資格を失います。

- (4) J保健師職（上級）は、保健師免許を令和8年3月31日までに取得することができない場合、採用される資格を失います。
- (5) L保育士・保育教諭・幼稚園教諭職（中級）は、保育士資格及び幼稚園教諭普通免許を令和8年3月31日までに取得することができない場合、採用される資格を失います。
- (6) 次に該当する人は受験できません。

ア 禁錮（※）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（※）令和7年6月1日から拘禁刑

- (7) 日本国籍を有しない「永住者」及び「特別永住者」の人も受験できます。

ただし、日本国籍を有しない人で、永住者又は特別永住者の在留資格あるいは日本国籍を取得見込みの人は、令和8年3月までに取得できない場合、採用される資格を失います。

2 受験申込手続き

- (1) 申込方法

この試験での申し込みは、三原市電子申請システムを利用して下さい。

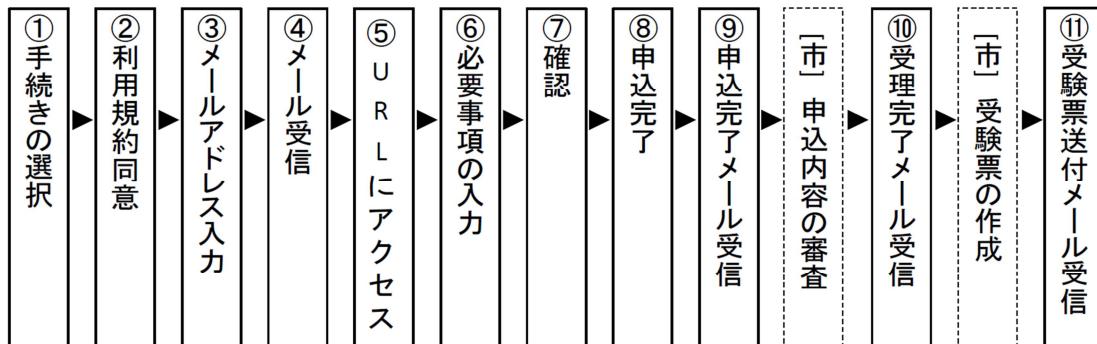
電子申請システムへのアクセス

URL:https://apply.e-tumo.jp/city-mihara-hiroshima-u/offer/offerList_initDisplay



▲電子申請システム

■手続きフロー図（利用者登録せずに申し込む場合）



※利用者登録を行い、ログインして手続きする場合は、上記③～⑤までが省略されます。

【申込みにあたっての注意事項】

ア 入力する内容は次のとおりです。あらかじめ入力内容を準備しておくとスムーズです。

申込者情報	氏名/生年月日/性別/郵便番号/住所/電話番号/メールアドレス/顔写真
学歴情報	中学校以降から最終学歴まで。校名/在籍期間
職歴情報	職歴がある人のみ。社名/所在地/職務内容/在職期間
資格免許	I 建築技術職（社会人経験者）、J 保健師職（上級）、K 保健師職（社会人経験者）及びL 保育士・保育教諭・幼稚園教諭職（中級）のみ。取得（見込）年月、資格免許の写し
その他	受験時に配慮を必要とする事項の有無

イ 「B一般事務職（社会人経験者）」、「E土木技術職（社会人経験者）」、「I建築技術職（社会人経験者）及び「K保健師職（社会人経験者）」の申込者は、申し込み時に「職務経歴書」を添付してください。所定の様式を市ホームページからダウンロードし、必要事項を入力したファイルを電子申請システム申込ページにアップロードしてください。

ウ 申込みは、1つの試験職種に限ります。申込完了後の試験職種の変更はできません。

エ 車椅子の使用等、受験上の配慮が必要な場合は、申込時に申し出てください。

オ 電子申請システムからの申し込みを原則としますが、特別な事情により電子申請システムの利用ができない場合は、総務部職員課（電話：0848-67-6025）までお問合せください。

(2) 申込受付期間

令和7年6月1日（日）0時00分から令和7年6月22日（日）23時59分までです。

受付期間中なら、24時間いつでも申込みできます。（一時的にシステムメンテナンスを行う場合があります。）

期間内に申込完了（申込完了メールの受信）したものをお効とします。機器トラブル、通信障害、締め切り直前の混雑等、いかなる理由があっても期間を過ぎたものは受けいたしませんので、時間に余裕をもってお申込みください。

(3) 照会等

受験手続、その他この試験に関することについては、総務部職員課（電話：0848-67-6025）に問い合わせてください。

(4) 受験票の印刷

受験票は、電子申請システムからダウンロードし、A4サイズでカラー印刷し、試験当日に必ず持参してください。

受験票のダウンロード可能開始日は、電子申請システムから送信する「受験票送付メール」にて御案内します。(令和7年6月27日(金)までに送信予定)

受験票送付メールが届いたら、電子申請システムの「申込内容照会」画面から、申込完了時に付与された「整理番号」及び「パスワード」によりログインし、受験票を取得してください。

令和7年6月30日(月)になっても「受験票送付メール」が届かない場合は、申込完了時の「整理番号」をお手元にご準備のうえ、総務部職員課(電話:0848-67-6025)までご連絡ください。

【注意事項】

- (1) 必要に応じて、別途資料の提出を求める場合があります。なお、提出された書類は、返却しません。
- (2) 申込後、受験を辞退する場合は、7月2日(水)までに、下記のURLへアクセス又は二次元バーコードを読み取り、辞退届を提出してください。

【職員採用資格試験辞退届へのアクセス】

URL : <https://logoform.jp/form/UQ6D/1054733>



- (3) 上記(2)の期限後であっても、受験を辞退する場合は、上記(2)により辞退届を提出又は総務部職員課(電話:0848-67-6025 電子メール:shokuin@city.mihara.hiroshima.jp)へ連絡してください。

3 試験の内容

試験は第一次試験、第二次試験及び第三次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について、第三次試験は第二次試験の合格者について行います。

- (1) A一般事務職(上級)

	試験科目	内 容	試験時間
第一次試験	S P I 3-U (択一式)	職務に共通して求められる基礎的な能力の検査	1 時間 50 分
	適性検査 (択一式)	職務遂行に必要な事務適性についての検査	10 分
第二次試験	論文試験 (記述式)	課題に対する理解、思考力、表現力等についての筆記試験 (論文テーマは、試験当日に発表します。)	50 分
	面接試験 (集団)	主として人物、識見等についての集団面接	—
第三次試験	面接試験 (集団)	主として人物、識見等についての集団討論 (集団討論テーマは、試験当日に発表します。)	—
	面接試験 (個別)	主として人物、識見等についての個別面接	—

(2) B一般事務職（社会人経験者）

	試験科目	内 容	試験時間
第一次試験	S P I 3-G (択一式)	職務に共通して求められる基礎的な能力の検査	1 時間 50 分
	論文試験 (記述式)	課題に対する理解、思考力、表現力等についての筆記試験 (論文テーマは、試験当日に発表します。)	50 分
	面接試験 (個別)	主として人物、識見等についての個別面接	—

(3) C土木技術職（上級）

D土木技術職（中級）

	試験科目	職種	内 容	試験時間
第一次試験	S P I 3-U (択一式)	C	職務に共通して求められる基礎的な能力の検査	1 時間 50 分
	S P I 3-H (択一式)	D	職務に共通して求められる基礎的な能力の検査	1 時間 50 分
	専門試験 (択一式)	共通	(大学・高専卒業程度) 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、 土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工について の問題	2 時間
	適性検査 (択一式)	共通	職務遂行に必要な事務適性についての検査	10 分
第二次試験	面接試験 (個別)	共通	主として人物、識見等についての個別面接	—

(4) E土木技術職（社会人経験者）

	試験科目	内 容	試験時間
第一次試験	S P I 3-G (択一式)	職務に共通して求められる基礎的な能力の検査	1 時間 50 分
	面接試験 (個別)	主として人物、識見等についての個別面接	—

(5) F 設備技術職（電気）（上級）

G 設備技術職（機械）（上級）

	試験科目	職種	内 容	試験時間
第一次試験	S P I 3-U (択一式)	共通	職務に共通して求められる基礎的な能力の検査	1 時間 50 分
	専門試験 (択一式)	F	(大学・高専卒業程度) 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学についての問題	2 時間
	専門試験 (択一式)	G	(大学・高専卒業程度) 数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作についての問題	2 時間
	適性検査 (択一式)	共通	職務遂行に必要な事務適性についての検査	10 分
第二次試験	面接試験 (個別)	共通	主として人物、識見等についての個別面接	—

(6) H 建築技術職（上級）

	試験科目	内 容	試験時間
第一次試験	S P I 3-U (択一式)	職務に共通して求められる基礎的な能力の検査	1 時間 50 分
	専門試験 (択一式)	(大学・高専卒業程度) 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工についての問題	2 時間
	適性検査 (択一式)	職務遂行に必要な事務適性についての検査	10 分
第二次試験	面接試験 (個別)	主として人物、識見等についての個別面接	—

(7) I 建築技術職（社会人経験者）

	試験科目	内 容	試験時間
第一次試験	S P I 3-G (択一式)	職務に共通して求められる基礎的な能力の検査	1 時間 50 分
	面接試験 (個別)	主として人物、識見等についての個別面接	—

(8) J 保健師職（上級）

	試験科目	内 容	試験時間
第一次試験	S P I 3-U (択一式)	職務に共通して求められる基礎的な能力の検査	1 時間 50 分
	適性検査 (択一式)	職務遂行に必要な事務適性についての検査	10 分
第二次試験	論文試験 (記述式)	課題に対する理解、思考力、表現力等についての筆記試験 (論文テーマは、試験当日に発表します。)	50 分
	面接試験 (個別)	主として人物、識見等についての個別面接	—

(9) K 保健師職（社会人経験者）

	試験科目	内 容	試験時間
第一次試験	S P I 3-G (択一式)	職務に共通して求められる基礎的な能力の検査	1 時間 50 分
	論文試験 (記述式)	課題に対する理解、思考力、表現力等についての筆記試験 (論文テーマは、試験当日に発表します。)	50 分
	面接試験 (個別)	主として人物、識見等についての個別面接	—

(10) L 保育士・保育教諭・幼稚園教諭職（中級）

	試験科目	内 容	試験時間
第一次試験	S P I 3-H (択一式)	職務に共通して求められる基礎的な能力の検査	1 時間 50 分
	適性検査 (択一式)	職務遂行に必要な事務適性についての検査	10 分
第二次試験	実技試験	保育士・保育教諭・幼稚園教諭に必要な音楽、図工の実技試験	—
	面接試験 (個別)	主として人物、識見等についての個別面接	—

4 試験の日時、場所及び合格発表

区分	職種	日 時	場 所	合 格 発 表
第一次 試験	全ての職種	令和7年7月13日(日) 集合 午前8時20分	三原市中央公民館※ ¹ 電話：0848-64-2137	8月上旬予定
	B※ ³ (個別面接 試験)	令和7年7月12日(土) 集合 午前8時20分	三原市役所	
第二次 試験	A、C、D、 F、G、H、 J、L	令和7年8月中旬又は 下旬の土日(予定)	三原市役所(予定)	9月上旬予定
第三次 試験	A	令和7年9月下旬の土日 (予定)	三原市役所(予定)	10月上旬予定

(注意) ※1 周辺商業施設の駐車場への受験関係者の駐車を禁止とします。

※2 合格発表は、三原市役所1階掲示場に掲示するほか、ホームページへの掲載及び合格者への個別通知を行います。

※3 7月13日(日)のみの試験実施予定ですが、応募者数の状況により、7月12日(土)に個別面接を実施する場合があります。詳細は、受験票を送付する際に別途お知らせします。

5 試験成績開示請求

- (1) 試験成績は、個人情報の保護に関する法律第69条に基づき、受験者本人に限り開示請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。
- (2) 試験成績開示請求対象者は、各試験の不合格者です。(各試験において、すべての科目を受験した人に限ります。)
- (3) 開示内容は、各試験の「科目別(筆記・面接別)得点」、「総合得点」、「順位」、「最低合格点」を開示します。
- (4) 各試験合格発表の日から3か月以内に、次のURLへアクセス又は二次元バーコードを読み取り、試験成績を開示請求してください。申請にあたっては、「本人確認ができる書類(運転免許証等)」を添付して申請してください。

【試験成績開示請求へのアクセス】

URL : <https://logoform.jp/form/UQ6D/594355>



6 採用等

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿又は補欠合格者名簿に登載されます。両名簿の有効期限は、令和8年3月31日までです。
- (2) 採用候補者名簿登載者には、次の書類を、後日提出していただきます。
 - ア 最終学校(卒業見込者は在学校)の卒業証明書及び成績証明書
 - イ 健康診断書(所定の用紙により受診したもの。最終合格発表後に配布)
- (3) 採用候補者名簿登載者は、原則全員採用されます。補欠合格者名簿登載者は、採用辞退や職員の辞職等が発生した場合、補欠順位の上位者から採用候補者名簿に繰上げます。
- (4) 採用後は、市長事務部局等の各課に配属されます。採用はすべて条件付きで、原則として採用から6箇月間を良好に勤務したとき正式採用になります。

7 給与

(1) 初任給は年齢・経験により異なりますが、基本的な初任給は次のとおりです。

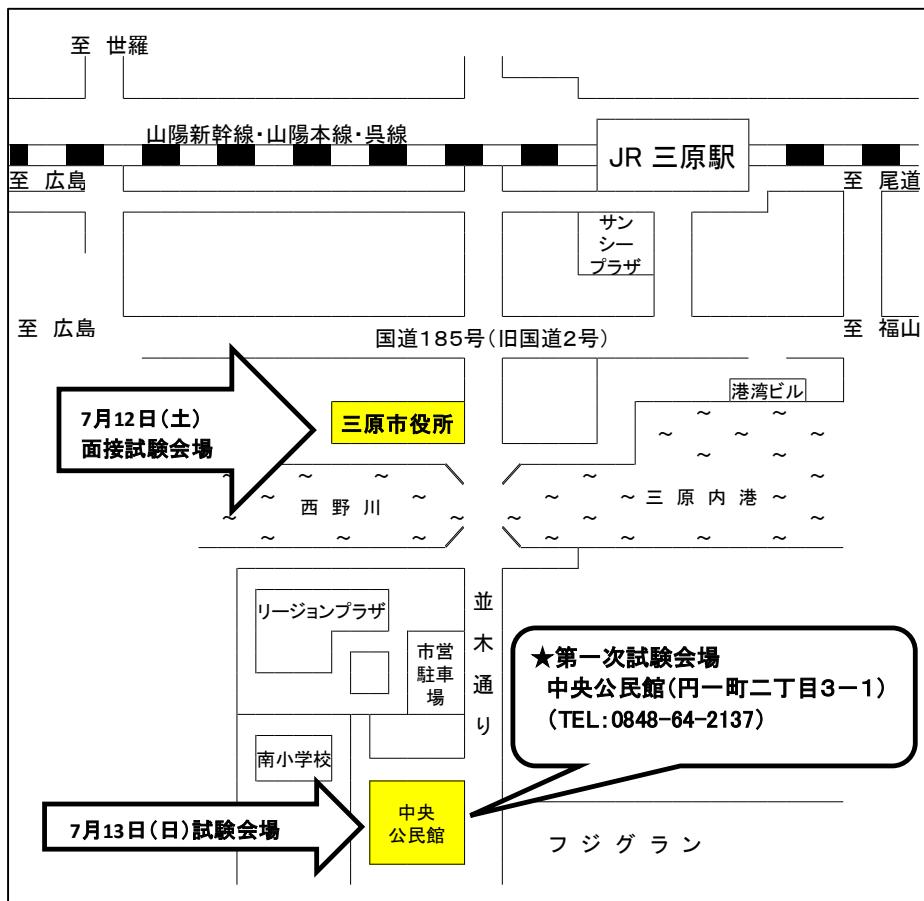
職種	学歴等	初任給 (地域手当 3 % 含む)
一般事務職(上級)、土木技術職(上級)、設備技術職(電気)(上級)、設備技術職(機械)(上級)、建築技術職(上級)、保健師職(上級)	大学 新卒者	232,368 円
一般事務職(社会人経験者)	大卒 32 歳	301,172 円
土木技術職(中級)	高専 新卒者	216,918 円
土木技術職(社会人経験者)、建築技術職(社会人経験者)	大卒 民間経験 13 年	305,498 円
保健師職(社会人経験者)	大卒 32 歳	301,172 円
保育士・保育教諭・幼稚園教諭職(中級)	大学 新卒者	229,690 円
	短大 新卒者	216,918 円

(2) その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

8 勤務時間

勤務時間は原則として1日7時間45分、1週平均38時間45分です。

※第一次試験会場案内図



参考：日本国籍を有しない職員の任用原則

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする。」という公務員の基本原則に基づき、三原市では外国籍の職員は次の業務及び公の意思の形成に参画する職に就くことができません。

1 公権力の行使に当たる業務

- (1) 市民の権利又は自由を一方的に制限することとなる業務
- (2) 市民に義務又は負担を一方的に課すこととなる業務
- (3) 市民に対して強制力をもって執行する業務

2 公の意思の形成に参画する職

本市の行政について企画立案決定等に関与することで、専決権を有する職（ライン職）の課長以上の職が該当します。

めざすべきまちの姿

すごいぞ三原！！

～幸せのまちづくり大作戦～

- ★ともに支え合い、ともに認め合えるまち
- ★三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち
- ★社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち
- ★多彩な産業が活力を生むまち
- ★「三原らしさ」を存分に活かし、人々が交流するまち

求められる職員像

- ★市民とともに、行動する職員
- ★行政のプロとして、信頼が得られる職員
- ★新たな課題に挑戦する職員
- ★経営感覚を持つ職員
- ★自らを律し、成長し続ける職員